

基本規程

(趣旨)

第1条 本規程は公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）の定款4条に掲げる事業を遂行するために、必要な事項を定める。

(適用)

第2条 本規程は、本協会の加盟団体及び本協会に登録する団体（以下「加盟・登録団体」という）並びに本協会に登録している個人（選手、指導者、審判員、加盟・登録団体の役職員その他関係者等 以下「登録者」という）に適用される。加盟・登録団体及び登録者の定義は別途、本協会の規程の定めるところによる。

(ハンドボールの定義)

第3条 本協会が定める規程において、「ハンドボール」とは、個別の規程において特に定義がない限り、インドアハンドボール競技、ビーチハンドボール競技、障がい者ハンドボール競技、その他関連競技を広義に指すものとする。

(遵守事項)

第4条 加盟・登録団体及び登録者は、定款、本規程その他本協会が定める諸規程、国際ハンドボール連盟（以下「IHF」という）、およびアジアハンドボール連盟（以下「AHF」という）の諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）および公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則ほか、本協会、IHF、AHF、CAS、JSAAの指示、指令、命令、決定および裁定等のうち、それらの者に適用されるものを遵守する義務を負う。

2. 加盟・登録団体及び登録者は、本協会およびIHF、AHFの許可なしには、本協会以外の他国の各国ハンドボール協会に加盟することはできず、また、他国のハンドボール協会の所轄におけるその主催試合および競技会に参加することはできない。
3. 加盟・登録団体および登録者は、IHFまたはAHFによって正式に定められかつ本協会ならびにこれらの団体および個人が服すべきとされた国際競技カレンダーならびに国際試合または国際大会に関する規程等を遵守するものとする。
4. 加盟・登録団体および登録者による、人種、国籍、性別、性自認・性的指向、言語、宗教、政治、思想・信条、社会的地位またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本協会が定める諸規定に従って懲罰の理由にされる。

5. 加盟・登録団体および登録者は、「スポーツ宣言日本」に提起するスポーツの使命の達成に努めること。
6. 加盟・登録団体および登録者は公序良俗に反する行為を行ってはならない
7. 加盟・登録団体および登録者は、法律、条令、規則等を遵守し社会的規範を尊重して行動しなければならない。
8. 加盟・登録団体および登録者は、職務遂行を通じて知り得た本協会や加盟・登録団体および登録者の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

(反社会的勢力との関係遮断)

- 第5条 加盟・登録団体および登録者は、自らが暴力団その他反社会的勢力に属するものであってはならない。また、加盟・登録団体および登録者は反社会的勢力による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ反社会的勢力と取引または交際をしてはならない。
2. 反社会的勢力との関係遮断に関する事項は、本協会「反社会的勢力との関係遮断規程」の定めるところによる。

(ドーピングの禁止)

- 第6条 本協会は、選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピング検査を実施する。
2. ドーピングに関する事項は、別に定める本協会「アンチ・ドーピング規程」の定めるところによる。
 3. 本協会は、前号に規定するドーピング検査を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構に加盟し、ドーピング検査を委託する。

(中立性の原則)

- 第7条 本協会は、政治的および宗教的に中立な立場でなければならない。

(改廃)

- 第8条 本規程の改廃は、本協会理事会の決議を経て行うものとする。

(附則)

- 本規程は、2023年4月1日より施行する。